

# 第2回西知多医療厚生組合議会臨時会

## 会 議 録

平成25年7月5日

西知多医療厚生組合議会

## 平成25年第2回西知多医療厚生組合議会臨時会会議録目次

議席の指定	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	6
副議長の選挙	6
議会運営委員会委員の指名	7
諸般の報告について	7
西知多医療厚生組合情報公開条例及び西知多医療厚生組合個人情報保護条例の一部改正について	7
西知多医療厚生組合証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について	9
公立西知多看護専門学校の設置及び管理に関する条例の制定について	10
平成25年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算(第1号)	12
管理者の選任について	13
議長の辞職について	14
議長の選挙	15
副議長の選挙	16
監査委員の選任について	17
西知多医療厚生組合議会議会運営委員会条例の一部改正について	18
西知多医療厚生組合議会会議規則の一部改正について	19

## 平成25年第2回西知多医療厚生組合議会臨時会会議録

1 招集年月日 平成25年7月5日 午前9時30分

2 招集場所 西知多医療厚生組合議場

3 応招議員(14人)

1番 田中雅章

8番 伊藤正治

2番 川崎一

9番 渡邊眞弓

3番 足立光則

10番 大村聡

4番 石丸喜久雄

11番 夏目豊

5番 佐野義一

12番 小坂昇

6番 笹本洋

13番 島崎昭三

7番 蟹江孝信

14番 江端菊和

4 不応招議員 なし

5 開閉の日時

開会 平成25年7月5日 午前9時30分

閉会 平成25年7月5日 午前10時19分

第1日 (7月5日)

1 出席議員(14人)

1番	田中雅章	8番	伊藤正治
2番	川崎一	9番	渡邊眞弓
3番	足立光則	10番	大村聡
4番	石丸喜久雄	11番	夏目豊
5番	佐野義一	12番	小坂昇
6番	笹本洋	13番	島崎昭三
7番	蟹江孝信	14番	江端菊和

2 欠席議員 なし

3 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため

出席した者の職氏名

管理者	加藤功	副管理者	鈴木淳雄
副管理者	渡辺正敏	副管理者	宮下修示
会計管理者	大橋昌司	代表監査委員	東輝男

[総務部]

総務部長	下村一夫	総務部次長兼 病院事業部次長	伊藤弘和
総務課長兼 衛生センター所長	岩田光寿	経営企画課長	早川幸宏

新病院建設課長 橘重夫

[病院事業部]

医療監	浅野昌彦	東海市民病院長	千木良晴ひこ
知多市民病院長	種廣健治	病院事業部長	小川隆二
病院事業部次長	天木洋司	管理課長	岡田光史
管理課付課長	竹内慎二	医事課長	岩堀良治
医事課付課長	深谷篤孝	開院準備室長	下谷裕一

4 オブザーバーとして出席した者の職氏名

[東海市]

清掃センター所長 沢田稔幸 健康福祉監 神野規男  
[知多市]

生活環境部長 浅田文彦 健康福祉部長 永井誠

5 本会議に職務のため出席した職員の職氏名

事務局長 佐々木美喜子 書記 工藤幸一  
書記 榎田竜也

6 議事日程

日 程	議案番号	件 名
1		議席の指定
2		会議録署名議員の指名
3		会期の決定について
4		副議長の選挙
5		議会運営委員会委員の指名
6		諸般の報告について
7	8	西知多医療厚生組合情報公開条例及び西知多医療厚生組合個人情報保護条例の一部改正について
8	9	西知多医療厚生組合証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
9	10	公立西知多看護専門学校の設置及び管理の関する条例の制定について
10	11	平成25年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算(第1号)
11		管理者の選任について
追加		議長の辞職について
〃		議長の選挙

追加		副議長の選挙
1 2	同意 2	監査委員の選任について
1 3	議員提出 1	西知多医療厚生組合議会議会運営委員会条例の一部改正について
1 4	議員提出 2	西知多医療厚生組合議会議会規則の一部改正について

7 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(7月5日 午前9時30分 開会)

議長 (田中雅章)

現在の出席議員は14人でございます。定足数に達しており、会議は成立いたします。

ただいまから、平成25年第2回西知多医療厚生組合議会臨時会を開会します。会議に先立ち、管理者からあいさつをいただきます。

管理者 (加藤功)

議長のお許しを得ましたので、開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、平成25年第2回西知多医療厚生組合議会臨時会の開会をお願いいたしましたところ、御多忙の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日御提案いたしておりますのは、「平成25年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算(第1号)」始め6件の議案でございます。何とぞ、十分な御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 (田中雅章)

ありがとうございます。それでは、これより会議に入ります。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

---

議長 (田中雅章)

日程第1「議席の指定」を議題といたします。

知多市選出議員の議席につきましては、ただいま御着席の席とし、会議規則第3条第1項の規定により、8番伊藤正治議員、9番渡邊眞弓議員、10番大村聡議員、11番夏目豊議員、12番小坂昇議員、13番島崎昭三議員、14番江端菊和議員、以上のとおり指定をいたします。

---

議長 (田中雅章)

続きまして、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、4番石丸喜久雄議員、13番島崎昭三議員を指名いたします。

---

議長（田中雅章）

続きまして、日程第3「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。今回、臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いをします。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。

---

議長（田中雅章）

続きまして、日程第4「副議長の選挙」を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いをします。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたと思いをします。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議長によりまして指名することに決定いたしました。従来の慣例によりまして、知多市市議会議長の江端菊和議員を副議長に指名したいと存じます。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名しました江端菊和議員を副議長の当選人とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました江端菊和議員が副議長に当選されました。ただいま、副議長に当選されました江端菊和議員に会議規則第31条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。それでは、就任のあいさつをお願いいたします。

副議長（江端菊和）

ただいまは、副議長に御指名をいただきまして、ありがとうございます。組合議



会のために、誠心誠意の努力をしてみたいります。よろしく御指導、御鞭撻賜りますようお願い申し上げます、簡単ではありますがあいさつとさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

---

議長（田中雅章）

日程第5「議会運営委員会委員の指名」を議題といたします。

議会運営委員会委員の指名については、委員会条例第3条の規定により、島崎昭三議員、夏目豊議員、以上2人を指名いたします。次の休憩中に議会運営委員会の正副委員長の互選を行い、その結果を御報告願います。

この際、暫時休憩いたします。

---

（休憩 午前9時40分）

（再開 午前9時46分）

---

議長（田中雅章）

休憩前に引き続き会議を行います。

議会運営委員会の正副委員長の互選結果を御報告いたします。委員長に川崎一議員、副委員長に島崎昭三議員が選出されました。

---

議長（田中雅章）

続きまして、日程第6「諸般の報告について」を議題といたします。

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第3項の規定により、監査委員から議長のもとに、平成24年12月分から平成25年4月分までの例月出納検査結果報告が提出されましたが、お手元にお配りしたとおりでございますので、これをもって報告とさせていただきます。

---

議長（田中雅章）

続きまして、日程第7、議案第8号「西知多医療厚生組合情報公開条例及び西知多医療厚生組合個人情報保護条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（下村一夫）

ただいま上程されました議案第8号「西知多医療厚生組合情報公開条例及び西知多医療厚生組合個人情報保護条例の一部改正について」御説明申し上げます。提案理由といたしましては、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律による行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に準じて、字句の整理をするため、改正するものでございます。

なお、議案の詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長兼衛生センター所長（岩田光寿）

議案第8号「西知多医療厚生組合情報公開条例及び西知多医療厚生組合個人情報保護条例の一部改正について」の改正の内容につきましては、3枚目、別添参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

第1条、西知多医療厚生組合情報公開条例の一部改正は、字句の整理で、第7条第6号オ中「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等」を「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業」に改めるもので、第2条、西知多医療厚生組合個人情報保護条例の一部改正は、字句の整理で、第17条第8号オ中、第1条の西知多医療厚生組合情報公開条例と同様の改正をするものでございます。附則は施行期日で、公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（田中雅章）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」との声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第8号「西知多医療厚生組合情報公開条例及び西知多医療厚生組合個人情報保護条例の一部改正について」原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（田中雅章）

続きまして、日程第8、議案第9号「西知多医療厚生組合証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（下村一夫）

ただいま上程されました議案第9号「西知多医療厚生組合証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地方自治法の一部改正に伴い、実費弁償を支給する者として、議会における公聴会の参加者及び参考人の追加等をするため、改正するものでございます。

なお、議案の詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長兼衛生センター所長（岩田光寿）

議案第9号「西知多医療厚生組合証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について」の改正の内容につきましては、3枚目、別添参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

第2条第1号は引用条項を変更し、同条第2号、第3号で字句の整理と号の繰下げを行い、第1号の次に新たに第2号として議会における公聴会に参加した者を、第3号として議会において参考人として出頭した者をそれぞれ追加するものでございます。附則は施行期日で、公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（田中雅章）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」との声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第9号「西知多医療厚生組合証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について」原案に賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（田中雅章）

続きまして、日程第9、議案第10号「公立西知多看護専門学校の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（下村一夫）

ただいま上程されました議案第10号「公立西知多看護専門学校の設置及び管理に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、知多市立看護専門学校を知多市から西知多医療厚生組合へ移管することに伴い、公立西知多看護専門学校の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、制定するものでございます。

なお、議案の詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長兼衛生センター所長（岩田光寿）

議案第10号「公立西知多看護専門学校の設置及び管理に関する条例の制定について」、1枚はねていただき、条例の内容について御説明申し上げます。

第1条は、趣旨規定でございます。第2条は設置に関する規定で、看護師の資格を得るに必要な知識及び技術を修得させるため、公立西知多看護専門学校を知多市新知字七五三山1番地の2に置くものでございます。第3条は職員に関する規定で、学校に校長その他必要な職員を置くものでございます。第4条は入学資格に関する規定で、学校に入学することができる者は、規則で定める者で入学試験に合格したものとす。なお、規則で定める者とは、学校教育法第90条第1項等に規定される、学校に入学する資格を得た者を規則委任しているものでございます。第5条は受験料、入学金、授業料等に関する規定で、第1項は徴収について、第2項は金額について規定しているものでございます。第6条は授業料等の減免に関する規定、第7条は受験料、入学金及び授業料等の還付に関する規定、第8条は委任に関する

規定でございます。附則第1項は施行期日で、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。附則第2項は学生の身分の引継ぎに関する規定で、平成26年3月31日において知多市立看護専門学校に在学する者を施行日に公立西知多看護専門学校へ引き継ぐために規定するものでございます。附則第3項及び第4項は授業料等に関する経過措置に関する規定で、第3項は現在知多市立看護専門学校において、第5条第2項の金額と異なる金額の授業料等を納付している学生の取扱いに関する規定、第4項は施行日前に受けた減免を施行日以後も有効とする規定でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（田中雅章）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

11番議員（夏目豊）

1点お伺いをいたします。今回の条例作成にあたり、知多市立看護専門学校の設置及び管理に関する条例との相違点と考え方についてお伺いします。よろしくお願ひします。

総務課長兼衛生センター所長（岩田光寿）

御質問の「知多市立看護専門学校の設置及び管理に関する条例との相違点と考え方」につきましては、まず、相違点でございますが、第4条に入学資格の規定を加え、第5条では、本施設の使用料及び手数料である受験料、入学金及び授業料等の徴収に関する規定を、第7条として、当該使用料及び手数料の還付の規定を追加しております。本条例における考え方につきましては、これらの追加項目は、これまで規則となる学則で規定されておりましたが、看護専門学校が公の施設の位置づけであるため、その利用者を制限することとなる事項や本施設の使用料及び手数料となる受験料、入学金及び授業料等に関する基本事項につきましては、東海市、知多市と協議し、条例で規定することとし、整理したものでございます。この条例は、知多市からの看護専門学校の移管に伴い、その名称及び設置者を変更するもので、これまでどおりの運営を図ろうとするものでございます。以上でございます。

議長（田中雅章）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

(「なし」との声あり)

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第10号「公立西知多看護専門学校の設置及び管理に関する条例の制定について」原案に賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（田中雅章）

続きまして、日程第10、議案第11号「平成25年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。提出者から提案理由の説明を願います。

病院事業部長（小川隆二）

ただいま上程されました議案第11号「平成25年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。今回の補正予算は、国庫補助金の内示に伴い、資本的収入の項間における組換えを行うもので、第2条では、第1款資本的収入第1項企業債を290万円減額し8億7,850万円、第3項補助金は、同額を増額し2,290万円とするものです。第3条では、補正額にあわせ起債企業債の限度額を減額するものでございます。

6ページをお願いいたします。「平成25年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予定額明細書」でございますが、資本的収入の第1款第3項第2目第2節国庫補助金として290万円を増額するもので、理由といたしましては、新病院建設にあたり、結核患者収容モデル病室の施設整備に対する国庫補助金として、保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金の交付の内示があったため、補正予算を計上するものでございます。なお、この補助事業は2箇年にわたり行うもので、平成26年度におきましても補助金を見込んでまいる予定でございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御議決いただきますようお願い申し上げます。

議長（田中雅章）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

11番議員（夏目豊）

1点お伺いします。今回、補助を受ける補助金の補助率についてお伺いをいたします。以上です。

新病院建設長（橘重夫）

御質問の「補助金の補助率」についてでございますが、補助金交付要綱上、補助率は定額とされており、明確に何%と定められたものではございませんが、今回、結核患者収容モデル病室の施設整備に係る費用の算出額に対し、100%の補助で内示を受けたものでございます。

議長（田中雅章）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第11号「平成25年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第1号）」について、原案に賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（田中雅章）

続きまして、日程第11「管理者の選任について」を議題といたします。

（副管理者 鈴木淳雄 退席）

現管理者の加藤功管理者は、7月6日をもって任期満了となります。

お諮りいたします。次期管理者には、西知多医療厚生組合規約第9条第1項の規定により鈴木淳雄東海市長を選任したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって鈴木淳雄東海市長が次期管理者に選任されました。

(副管理者 鈴木淳雄 着席)

それでは、次期管理者に選任されました東海市長の鈴木淳雄副管理者にごあいさつをお願いいたします。

副管理者 (鈴木淳雄)

議長のお許しを得ましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは、西知多医療厚生組合の次期管理者として御選任をいただき、その重責を担うこととなりました。

加藤知多市長さんが、この2年間、組合の発展のために御尽力された業績を引き継ぎ、私も誠心誠意努力してまいる所存でございますので、現管理者同様、皆様方の御支援、御協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長 (田中雅章)

ありがとうございました。この際、暫時休憩といたします。

---

(休憩 午前10時4分)

(再開 午前10時4分)

---

副議長 (江端菊和)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に田中議長から議長の辞職願が提出されましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、ただいまから副議長の私が議長の代理を務めますのでよろしくをお願いいたします。

お諮りいたします。本日の議事日程につきましては、付議事件の追加がありますので、この際ただいま配付しました議事日程のとおり日程追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま配付しました議事日程のとおり日程追加することに決定しました。

副議長 (江端菊和)

ただいま、日程追加になりました「議長の辞職について」を議題といたします。



地方自治法第292条において準用する同法第117条の規定により、田中雅章議長の退席を求めます。

(田中雅章議長 退席)

職員に議長の辞職願を朗読させます。

(議会事務局長 朗読)

お諮りいたします。田中雅章議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、田中雅章議長の辞職を許可することに決定しました。退席中の田中雅章議員の入場を求めます。

(田中雅章議員 着席)

---

副議長 (江端菊和)

同じく日程追加となりました、「議長の選挙」を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、投票、指名推選のいずれの方法にいたしましょうか。

2番議員 (川崎一)

議長選挙の方法につきましては、指名推選でお願いしたいと思います。

副議長 (江端菊和)

ただいま、指名推選でという発言がございました。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。それでは、どなたか御推選いただけますでしょうか。

2番議員 (川崎一)

議長には、従来慣例によりまして、知多市議会議長の江端菊和議員を推選いたします。

副議長 (江端菊和)

ただいま、知多市議会議長の江端菊和を指名する旨の発言がございました。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名がありました私、江端菊和が議長に

当選となりました。ただいま、議長に当選いたしました私、江端菊和に会議規則第31条第2項の規定により当選人の告知をいたします。それでは、就任のごあいさつをさせていただきます。

議長（江端菊和）

ただいま、皆様方の御推挙によりまして、議長の要職につくことになりました、江端でございます。誠に身に余る光栄であると同時に、その職責の重さを痛感しております。微力ではございますが、組合議会の運営に最善の努力をしてみたいと思います。皆様方の御支援、御協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますがあいさつとさせていただきます。よろしく願いをいたします。

---

議長（江端菊和）

ただいま、私が議長に就任したことに伴い副議長が欠けました。従いまして、付議事件の追加がありますので、この際ただいま配付しました議事日程のとおり日程追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よってただいま配付しました議事日程のとおり日程追加することに決定しました。

ただいま日程追加になりました「副議長の選挙」を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにししたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議長によりまして指名することに決定しました。

従来慣例によりまして、東海市議会議長の田中雅章議員を副議長に指名したいと存じます。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました田中雅章議員を副議長の

当選人とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました田中雅章議員が副議長に当選されました。ただいま、副議長に当選されました田中雅章議員に、会議規則第31条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。それでは、就任のごあいさつをお願いいたします。

副議長（田中雅章）

議長のお許しを得ましたので、一言ごあいさつを申し上げます。まずもって、1年余りの議長の職を無事務めさせていただきありがとうございます。引き続き西知多医療厚生組合議会の副議長の御指名をいただきました。今後とも、組合議会のために議長を支え、努力してまいる所存でございます。どうか皆様方の御指導、御鞭撻をよろしく願いを申し上げまして、甚だ簡単ではございますがごあいさつとさせていただきます。

---

議長（江端菊和）

次に、日程第12、同意第2号「監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第292条において準用する同法第117条の規定により、大村聡議員の退席を求めます。

(大村聡議員 退席)

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（下村一夫）

ただいま上程されました同意第2号「監査委員の選任について」御説明申し上げます。現委員の笹本洋氏から7月6日をもって辞任したい旨の願いがあり、これを承認いたしました。従いまして、その後任として大村聡氏の選任をお願いするものでございます。大村聡氏は、現在、知多市議会の福祉文教委員会委員長で、略歴はお配りしております参考資料のとおりでございます。人格、識見ともすぐれた方で適任でございますので、西知多医療厚生組規約第10条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

議長（江端菊和）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

(「なし」との発言あり)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

(「なし」との声あり)

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。同意第2号「監査委員の選任について」原案に賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。退席中の大村聡議員の入場を求めます。

(大村聡議員 着席)

ただいま監査委員に選任されました、大村聡議員からごあいさつをお願いいたします。

10番議員(大村聡)

議長のお許しを得ましたので、一言ごあいさつを申し上げます。ただいま監査委員として選任の御同意をいただきました、大村でございます。微力ではございますが、東代表監査委員さんと御協力し、健全な組合運営のために職務を遂行してまいり所存でございます。今後とも、皆様方の御協力をお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

---

議長(江端菊和)

続きまして、日程第13、議員提出議案第1号「西知多医療厚生組合議会議会運営委員会条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

10番議員(大村聡)

議長の御指名がございましたので、ただいま上程されました議員提出議案第1号「西知多医療厚生組合議会議会運営委員会条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地方自治法の一部改正に伴い、委員の選任時期に関する規定の追加等をするため、改正するものでございます。改正の内容につきまして

ては、3枚目、参考資料の新旧対照表のとおりでございます。議員各位の満場一致の御賛同をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（江端菊和）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」との発言あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。議員提出議案第1号「西知多医療厚生組合議会議会運営委員会条例の一部改正について」原案に賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（江端菊和）

日程第14、議員提出議案第2号「西知多医療厚生組合議会会議規則の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

10番議員（大村聡）

議長の御指名がございましたので、ただいま上程されました議員提出議案第2号「西知多医療厚生組合議会会議規則の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地方自治法の一部改正に伴い、公聴会及び参考人に関する規定の追加等をするため、改正するものでございます。改正の内容につきましては、3枚目、参考資料の新旧対照表のとおりでございます。議員各位の満場一致の御賛同をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（江端菊和）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

(「なし」との発言あり)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

(「なし」との声あり)

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。議員提出議案第2号「西知多医療厚生組合議会会議規則の一部改正について」原案に賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長 (江端菊和)

以上をもちまして、本日の臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

ここで、管理者から発言の申し出がありますので、この際これを許します。

管理者 (加藤功)

議長のお許しを得ましたので、第2回臨時会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

本日は慎重に御審議をいただき、御議決を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。さて、7月6日をもちまして、管理者の任を全うすることになりました。この2年間、皆様方の御指導、御鞭撻を賜りまして、組合管理者としての職責を果たすことができ、感謝申し上げる次第でございます。この度、鈴木東海市長さんが管理者になられるわけございまして、私自身は、副管理者として管理者を補佐し、組合発展のために鋭意努力をいたす所存でございます。今後とも議員各位の一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長 (江端菊和)

以上をもちまして、平成25年第2回西知多医療厚生組合議会臨時会を閉会いたします。

(7月5日 午前10時19分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年7月5日

西知多医療厚生組合議会 議長 田中雅章

議長 江端菊和

副議長 江端菊和

4番署名議員 石丸喜久雄

13番署名議員 島崎昭三